

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

修士課程看護学専攻規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規 則 第 117 号

最終改正 令和 6 年 10 月 1 日規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程看護学専攻（以下「本専攻」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 健康で文化的な生活を送るという国民の権利を支援することが医療者には求められている。本専攻においては、高知大学の教育理念に鑑み、「現場主義」を重視し、社会の一員として求められるソーシャルスキルを基盤とした、課題解決能力を身につけた人間力豊かな人材を育成する。さらに、医療の場を含む日常生活の場で人間にとって最も重要な健康の増進を目指しつつ、生活者の視点で包括的な支援を行う高度に専門的な知識・技能を身につけた論理的・創造的な看護の実践者・看護学教育者・看護管理者の育成を目指す。

(分野及び課程)

第 2 条の 2 本専攻に、看護教育・看護管理学分野、母子看護学分野及び健康支援学分野を置く。

2 母子看護学分野に、母子看護学課程及び実践助産学課程を置く。

(指導教員)

第 3 条 本専攻の教育、研究及び学位論文の指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、本専攻を担当する教授及び看護学専攻会議において指導教員として適当と認められた准教授又は講師をもって充てる。

3 指導教員を補佐するため、指導教員からの申出により副指導教員を置くことができる。

4 副指導教員は、本専攻を担当する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(教育方法)

第 4 条 本専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 本専攻の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他

特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 本専攻において開設する授業科目及び単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(単位の計算方法)

第6条 単位の計算方法については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業時間数をもって1単位とする。ただし、必要があるときは30時間の授業時間数をもって1単位とすることができる。
- (2) 演習については、15時間の授業時間数をもって1単位とする。ただし、必要があるときは30時間の授業時間数をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験及び実習については、30時間の授業時間数をもって1単位とする。ただし、必要があるときは40時間の授業時間数をもって1単位とすることができる。

(履修方法及び修了要件単位数)

第7条 授業科目の履修については、分野、課程を選択の上、あらかじめ指導教員の指導を受けて履修するものとし、その修得すべき単位数は、分野、課程ごとに次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 看護教育・看護管理学分野

イ 特別研究科目について「特別研究」を選択する者 別表第1に定める科目から分野科目8単位、特別研究科目のうち特別研究10単位、共通科目のうち必修6単位並びに必修以外の共通科目、別表第2から別表第4までに定める他分野の分野科目(演習を除く。)及び自由科目(2単位を上限とする。)から6単位以上、合計30単位以上を修得する。

ロ 特別研究科目について「課題研究」を選択する者 別表第1に定める科目から分野科目8単位、特別研究科目のうち課題研究6単位、共通科目のうち必修6単位並びに必修以外の共通科目、別表第2から別表第4までに定める他分野の分野科目(演習を除く。)及び自由科目(2単位を上限とする。)から10単位以上、合計30単位以上を修得する。

(2) 母子看護学分野母子看護学課程

イ 特別研究科目について「特別研究」を選択する者 別表第2に定める科目から分

野科目 8 単位、特別研究科目のうち特別研究 10 単位、共通科目のうち必修 6 単位並びに必修以外の共通科目、別表第 1 及び別表第 4 に定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 6 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。

ロ 特別研究科目について「課題研究」を選択する者 別表第 2 に定める科目から分野科目 8 単位、特別研究科目のうち課題研究 6 単位、共通科目のうち必修 6 単位並びに必修以外の共通科目、別表第 1 及び別表第 4 に定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 10 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。

(3) 母子看護学分野実践助産学課程

イ 特別研究科目について「特別研究」を選択する者 別表第 3 に定める科目から分野科目 8 単位、基礎助産学科目 6 単位、助産学専門科目 14 単位、助産学実践科目 15 単位、特別研究科目のうち特別研究 10 単位並びに共通科目、別表第 1 及び別表第 4 に定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 12 単位以上、合計 65 単位以上を修得する。

ロ 特別研究科目について「課題研究」を選択する者 別表第 3 に定める科目から分野科目 8 単位、基礎助産学科目 6 単位、助産学専門科目 14 単位、助産学実践科目 15 単位、特別研究科目のうち課題研究 6 単位並びに共通科目、別表第 1 及び別表第 4 に定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 16 単位以上、合計 65 単位以上を修得する。

(4) 健康支援学分野

イ 特別研究科目について「特別研究」を選択する者 別表第 4 に定める科目から分野科目 8 単位、特別研究科目のうち特別研究 10 単位、共通科目のうち必修 6 単位並びに必修以外の共通科目、別表第 1 から別表第 3 までに定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 6 単位以上、合計 30 単位以上を修得する。

ロ 特別研究科目について「課題研究」を選択する者 別表第 4 に定める科目から分野科目 8 単位、特別研究科目のうち課題研究 6 単位、共通科目のうち必修 6 単位並びに必修以外の共通科目、別表第 1 から別表第 3 までに定める他分野の分野科目（演習を除く。）及び自由科目（2 単位を上限とする。）から 10 単位以上、合計

30 単位以上を修得する。

2 指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を自由科目として履修させることができる。

3 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に専攻長に届け出なければならない。

(単位の認定)

第 8 条 単位の認定は、授業担当教員が行う。

(成績の評価)

第 9 条 履修科目の成績は、秀 (90 点以上)、優 (80 点以上 90 点未満)、良 (70 点以上 80 点未満)、可 (60 点以上 70 点未満) 又は不可 (60 点未満) の評語で表し、可以上を合格とする。

(学位論文の提出)

第 10 条 学位論文は、指導教員の承認を得て、専攻長に提出しなければならない。

2 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、本専攻において別に定める。

(学位論文の審査、最終試験及び学位の取扱い)

第 11 条 学位論文の審査、最終試験及び学位の取扱いについては、高知大学学位規則及び本専攻において定めるところによる。

(教育職員免許状)

第 12 条 本専攻において教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) 及び教育職員免許法施行規則 (昭和 29 年文部省令第 26 号) に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本専攻において取得できる教育職員免許状の種類、教科及び授業科目等は、分野ごとに別表第 5 のとおりとする。

3 一種免許状を有しない者が専修免許状を取得しようとする場合には、あらかじめ一種免許状の所要資格を備えた上でなければ取得することができない。

第 13 条 削除

第 14 条 削除

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、本専攻に関し必要な事項は、看護学専攻会議 (合

同の専攻会議を含む。)が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 本専攻の教育方法及び履修等については、この規則及びこの規則に基づく別段の定めがあるものを除き、当分の間、この規則の施行日前における高知大学（旧高知医科大学を含む。）大学院医学系研究科修士課程看護学専攻の教育方法及び履修等の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 21 日規則第 82 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 11 日規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、改正後のこの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 19 日規則第 41 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、改正後のこの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 2 月 20 日規則第 66 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 21 日規則第 56 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 17 日規則第 75 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 16 日規則第 102 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 1 月 29 日規則第 44 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日規則第 65 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 に関する改正規定については、平成 31 年 1 月 28 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日規則第 101 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日規則第 6 号）（改正 令和 4 年 3 月 4 日規則第 64 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程看護学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日規則第 40 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程看護学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条、第7条関係）看護教育・看護管理学分野

区分	授業科目	年次	単位数		1単位当たり 授業時間	修了要件 単位数
			必修	選択		
共通科目	健康情報論 *	1		2	15	他分野の分野科目(演習を除く。)及び自由科目(2単位を上限とする。)とあわせて12単位以上又は16単位以上
	保健統計論 *	1		2	15	
	健康環境論 *	1		2	15	
	看護研究論 *	1	2		15	
	看護理論 *	1	2		15	
	看護倫理 *	1	2		15	
	ペアレンティング論 *	1		2	15	
	看護英語 *	1		2	15	
特別研究科目	特別研究(研究計画立案)	1・2		2	15	特別研究(計10単位)又は課題研究(6単位)のいずれかを履修
	特別研究(実験・調査)	1・2		2	15	
	特別研究(ゼミナール)	1・2		2	15	
	特別研究(論文作成)	1・2		2	15	
	特別研究(研究発表)	1・2		2	15	
	課題研究	1・2		6	15	
分野科目	看護教育・管理学特論Ⅰ	1	2		15	8単位
	看護教育・管理学特論Ⅱ	1	2		15	
	看護教育・管理学演習Ⅰ	1	2		15	
	看護教育・管理学演習Ⅱ	1	2		15	
自由科目	指導教員が必要と認めるときは、他の専攻の授業科目を自由科目として履修させることができる。					
修了要件単位数 計						30単位

備考 授業科目欄の\*印は他専攻への開放科目。

別表第2（第5条、第7条関係）母子看護学分野母子看護学課程

区分	授業科目	年次	単位数		1単位当たり 授業時間	修了要件 単位数
			必修	選択		
共通科目	健康情報論 *	1		2	15	他分野の分野科目(演習を除く。)及び自由科目(2単位を上限とする。)とあわせて12単位以上又は16単位以上
	保健統計論 *	1		2	15	
	健康環境論 *	1		2	15	
	看護研究論 *	1	2		15	
	看護理論 *	1	2		15	
	看護倫理 *	1	2		15	
	ペアレンティング論 *	1		2	15	
	看護英語 *	1		2	15	
特別研究科目	特別研究(研究計画立案)	1・2		2	15	特別研究(計10単位)又は課題研究(6単位)のいずれかを履修
	特別研究(実験・調査)	1・2		2	15	
	特別研究(ゼミナール)	1・2		2	15	
	特別研究(論文作成)	1・2		2	15	
	特別研究(研究発表)	1・2		2	15	
	課題研究	1・2		6	15	
分野科目	母子看護学特論Ⅰ	1	2		15	8単位
	母子看護学特論Ⅱ	1	2		15	
	母子看護学演習	1	4		15	
自由科目	指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を自由科目として履修させることができる。					
					修了要件単位数 計	30単位

備考 授業科目欄の\*印は他専攻への開放科目。

別表第3（第5条、第7条関係）母子看護学分野実践助産学課程

区分	授業科目	年次	単位数		1単位当たり 授業時間	修了要件 単位数
			必修	選択		
共通科目	健康情報論 *	1		2	15	他分野の分野科目 (演習を除く。)及び 自由科目(2単位を 上限とする。)とあわ せて12単位以上又 は16単位以上
	保健統計論 *	1		2	15	
	健康環境論 *	1		2	15	
	看護研究論 *	1		2	15	
	看護理論 *	1		2	15	
	看護倫理 *	1		2	15	
	ペアレンティング論 *	1		2	15	
	看護英語 *	1		2	15	
特別研究科目	特別研究(研究計画立案)	1・2		2	15	特別研究(計10単 位)又は課題研究(6 単位)のいずれかを 履修
	特別研究(実験・調査)	1・2		2	15	
	特別研究(ゼミナール)	1・2		2	15	
	特別研究(論文作成)	1・2		2	15	
	特別研究(研究発表)	1・2		2	15	
	課題研究	1・2		6	15	
分野科目	母子看護学特論Ⅰ	1	2		15	8単位
	母子看護学特論Ⅱ	1	2		15	
	母子看護学演習	1	4		15	
基礎助産学科目 (注)	助産学概論	1	1		15	6単位
	ウイメンズヘルスト論	1	2		15	
	母子の健康科学特論	1	1		15	
	リプロダクティブ・ヘルスト論	1	2		15	
助産学専門科目 (注)	周産期管理特論	1	2		15	14単位
	妊娠期診断・技術学特論	1	2		15	
	分娩期診断・技術学特論	1	2		15	
	産褥期診断・技術学特論	1	1		15	
	新生児・乳児期診断・技術学特論	1	1		15	
	助産診断・技術学演習	1	1		30	
	助産過程展開演習	1	1		30	
	地域助産活動論	1	1		15	
	地域助産活動論演習(助産道場)	2	1		15	
	助産管理学	1	1		15	
	助産管理学演習	1	1		15	
助産学実践科目 (注)	助産学実習Ⅰ	1	1		40	15単位
	助産学実習Ⅱ	1・2	11		40	
	助産学実習Ⅲ	2	1		40	
	地域助産学実習	2	2		40	
自由科目	指導教員が必要と認めるときは、他の専攻の授業科目を自由科目として履修させることができる。					
					修了要件単位数 計	65単位

備考 授業科目欄の\*印は他専攻への開放科目。

(注) 基礎助産学科目、助産学専門科目及び助産学実践科目は男性の履修不可科目。

別表第4（第5条、第7条関係）健康支援学分野

区分	授業科目	年次	単位数		1単位当たり 授業時間	修了要件 単位数
			必修	選択		
共通科目	健康情報論 *	1		2	15	他分野の分野 科目(演習を除く。)及び自由 科目(2単位を 上限とする。)と あわせて12単 位以上又は16 単位以上
	保健統計論 *	1		2	15	
	健康環境論 *	1		2	15	
	看護研究論 *	1	2		15	
	看護理論 *	1	2		15	
	看護倫理 *	1	2		15	
	ペアレンティング論 *	1		2	15	
	看護英語 *	1		2	15	
特別研究科目	特別研究(研究計画立案)	1・2		2	15	特別研究(計10 単位)又は課題 研究(6単位)の いずれかを履修
	特別研究(実験・調査)	1・2		2	15	
	特別研究(ゼミナール)	1・2		2	15	
	特別研究(論文作成)	1・2		2	15	
	特別研究(研究発表)	1・2		2	15	
	課題研究	1・2		6	15	
分野科目	生涯生活支援学特論	1		2	15	8単位以上 (注)
	生涯生活支援学演習	1		2	15	
	地域健康支援学特論	1		2	15	
	地域健康支援学演習	1		2	15	
	公衆衛生看護学特論	1		2	15	
	公衆衛生看護学演習	1		2	15	
自由科目	指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を自由科目として履修させることができる。					
修了要件単位数 計					30単位	

備考 授業科目欄の\*印は他専攻への開放科目。

(注)「生涯生活支援学特論」と「生涯生活支援学演習」、「地域健康支援学特論」と「地域健康支援学演習」、「公衆衛生看護学特論」と「公衆衛生看護学演習」を組み合わせて履修すること。

別表第5（第12条関係）

免許状の種類	授業科目	単位数	科目区分	免許教科 習得単位数
高等学校教諭 専修免許状 (看護)  養護教諭 専修免許状	看護教育・管理学特論Ⅰ	2	看護教育・管理学	24 単位
	看護教育・管理学特論Ⅱ	2	看護教育・管理学	
	看護教育・管理学演習Ⅰ	2	看護教育・管理学	
	看護教育・管理学演習Ⅱ	2	看護教育・管理学	
	母子看護学特論Ⅰ	2	母子看護学	
	母子看護学特論Ⅱ	2	母子看護学	
	母子看護学演習	4	母子看護学	
	生涯生活支援学特論	2	健康支援学	
	生涯生活支援学演習	2	健康支援学	
	地域健康支援学特論	2	健康支援学	
	地域健康支援学演習	2	健康支援学	
	公衆衛生看護学特論	2	健康支援学	
	公衆衛生看護学演習	2	健康支援学	
	看護研究論	2	共通科目	
	看護理論	2	共通科目	
	看護倫理	2	共通科目	
	健康情報論	2	共通科目	
	保健統計論	2	共通科目	
	健康環境論	2	共通科目	
	ペアレンティング論	2	共通科目	
看護英語	2	共通科目		

注) 選択した分野以外の演習は履修できません。